お客様各位

令和2年9月18日
株式会社ニチエー

「ニチエー商品券」及び電子マネー「ニチカ」払い戻しのご案内

平素は、弊社店舗をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。
この度、令和２年９月１７日をもって、ニチエー全店での「ニチエー商品券」及び電子マネー付ポイントカード「ニチエーカード」のサービスは終了しました。これまで「ニチエー商品券」及び「ニチエーカード」をご利用いただき、誠にありがとうございました。
サービス終了に伴い、発行元である株式会社ニチエーでは、資金決済に関する法律第２０条第１項等の規定に基づき、「ニチエー商品券」及び「ニチカ」残高をお持ちのお客様へ払戻しを行いますので、お知らせいたします。

■払戻しを行う前払式支払手段の発行者
株式会社ニチエー

■払戻しの対象
①ニチエー商品券　下記ご掲載のとおり、表面に「商品券」、裏面に発行元が「株式会社ニチエー」と記載されている額面500円の商品券

（表面）

（裏面）

②電子マネー　下記ご掲載のとおり、表面に「NICHICA」、裏面に問い合わせ先が「株式会社ニチエー」と記載されているニチカの残高

（表面）

（裏面）

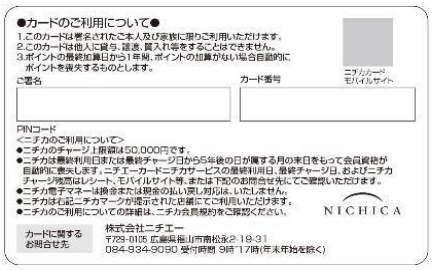

■払戻しの申し出ができる期間

令和２年９月１８日(金)～令和２年１２月１５日(火)

※上記期間にお申し出いただけない場合は、当該払戻手続きより除斥されますのでご注意ください。

■お申し出の方法及び払戻し方法
払戻対象の「ニチエー商品券」またはニチカ残高のある「ニチエーカード」をニチエー店舗のサービスカウンターにお持ちください。確認のうえ、その場で払戻しを行います。

連絡先・お問い合わせ先
株式会社ニチエー本部
〒729-0015 広島県福山市南松永２丁目１９番３１号
℡（０８４）９３４－９０９０　受付時間9:00～17:00